

後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める  
意見書

平成30年5月23日に開催された財政制度等審議会（財政審）において、新たな財政健全化計画に関する建議（概要）が示されました。社会保障の医療・介護分野の取り組むべき事項として後期高齢者の医療費負担について、「年齢ではなく能力に応じた負担」として「世代間の公平の観点からの後期高齢者の窓口負担の2割への引き上げ、現役並みの所得者の判定方法の見直し、介護保険の利用者負担の引き上げ、金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの導入」が示されました。

これまでの財政審で議論された内容は、世代間の公平性や制度の持続性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割にすべきとしています。その際、現在の70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割へ引き上げと同様に、75歳到達後も2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者になっているものについても数年かけて2割負担にすべきとしています。

一方、後期高齢者医療制度の導入から10年が経過し、この間物価の上昇、年金額の引き下げ、医療・介護負担の増大など、後期高齢者を取り巻く環境は大きく変わっています。加えて、平成29年度から後期高齢者医療制度の保険料に係る軽減特例が縮小・廃止され、低所得者を中心に大きな負担となっています。

また、厚生労働省の「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」によると、被保険者のうち、保険料賦課の対象となる所得額が0円の被保険者は、全国で52.4%、北海道では56.8%と大きな割合を占めています。

北海道後期高齢者医療広域連合が加盟する全国後期高齢者医療広域連合協議会が平成30年6月6日に厚生労働大臣に対して「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること」という要望書を提出しています。

よって、国においては、上記のような高齢者の実情に配慮し、現行の後期高齢者の窓口負担割合を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月21日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣

} 宛